

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

○ 毎年度の点検・評価については、個別の進ちょく状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。

また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。

○ 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2025第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

① 教育・保育の量の見込み及び確保方策

② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。

③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

※ なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握するため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

1 認定こども園，幼稚園，保育所 (単位：箇所)

施設種別	R5. 4. 1 (A)	R6. 4. 1 (B)	R7. 4. 1 (C)	R8. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
認定こども園	2 9 5	3 0 6	3 2 7	3 6 1	3 4
幼保連携型	2 4 0	2 4 6	2 5 9	2 6 8	9
幼稚園型	2 0	2 1	2 1	2 2	1
保育所型	3 3	3 7	4 5	6 9	2 4
地方裁量型	2	2	2	2	0
幼稚園(幼稚園型を除く)	9 8	9 0	8 4	7 6	▲ 8
保育所(保育所型を除く)	3 1 3	3 1 5	2 9 8	2 6 5	▲ 3 3
合 計	7 0 6	7 1 1	7 0 9	7 0 2	▲ 7

※ 休園，分園を除く

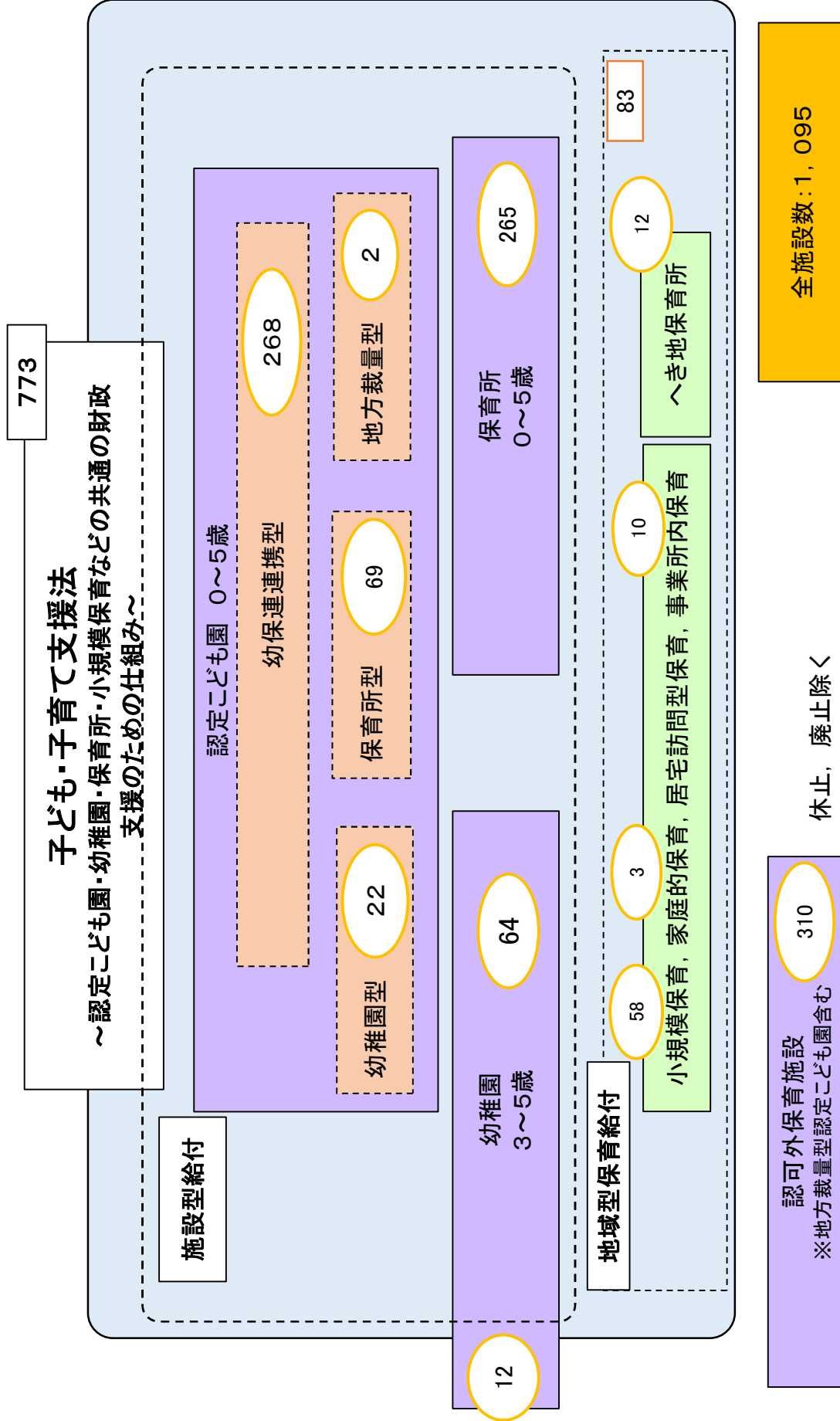
[幼稚園・幼稚園型認定こども園の内訳]

	R5. 4. 1 (A)	R6. 4. 1 (B)	R7. 4. 1 (C)	R8. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
①幼稚園					
私学助成	1 9	1 6	1 3	1 1	▲ 2
個人立	1	1	1	1	0
新制度					
私 立	2 7	2 7	2 9	2 8	▲ 1
公 立	5 0	4 5	4 0	3 5	▲ 5
国 立	1	1	1	1	0
小 計	9 8	9 0	8 4	7 6	▲ 8
②幼稚園型認定こども園(新制度)					
私 立	1 9	2 0	2 0	2 1	1
公 立	1	1	1	1	0
小 計	2 0	2 1	2 1	2 2	1
合 計 (①+②)	1 1 0	1 1 1	1 0 5	9 8	▲ 7

※ 休園を除く

2 地域型保育事業 ※鹿児島市除く (単位：箇所)

種別	R5. 4. 1 (A)	R6. 4. 1 (B)	R7. 4. 1 (C)	R8. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
小規模保育	4 3	4 3	4 2	4 1	▲ 1
A 型	2 6	2 6	2 4	2 5	1
B 型	1 7	1 7	1 8	1 6	▲ 2
C 型	0	0	0	0	0
家庭的保育	4	4	4	3	▲ 1
事業所内保育	1 0	1 1	1 1	1 0	▲ 1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
計	5 7	5 8	5 7	5 4	▲ 3

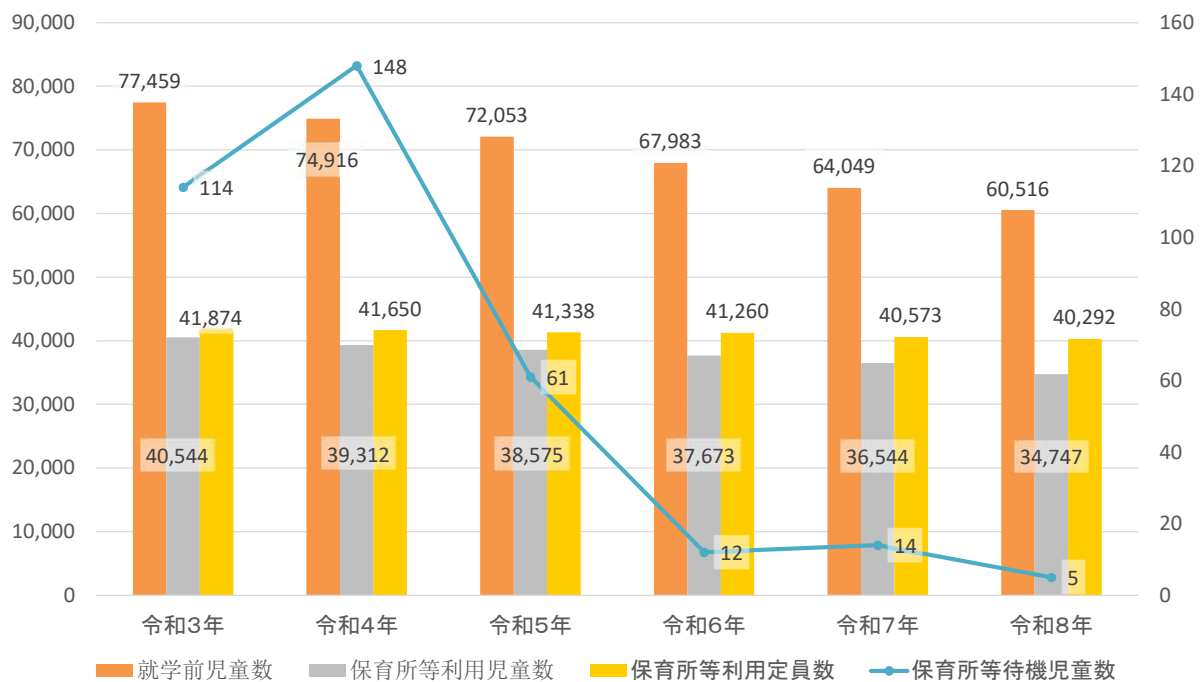


※ 施設数の時点 認定こども園, 保育所, 地域型保育給付の施設: R8. 4. 1時点 (県, 市町村の認可・認定件数より)
幼稚園: R8. 5. 1時点 (「鹿児島県教育行政」より)

※ 認可外保育施設: R6. 3. 31時点 (認可外保育施設現況調査・運営状況調査より)
地域型保育給付には鹿児島市を含む。

保育所等の待機児童数の推移

本県の保育所等待機児童数の推移(各年4月1日時点)



就学前児童数 : 保育提供体制確保のための実施計画(旧安心プラン)より
 保育所等利用児童数、利用定員、待機児童数: 待機児童数調査より (共に、こども家庭庁実施)

【待機児童の定義(こども家庭庁)】

○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業、特例保育の利用の申込みがされているが、利用していない者



対象施設

- : 特定教育・保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕
- : 特定地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和7年度計画と実績との比較について

全体

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績との差が小さい市町村

① 待機児童あり(R8)	1 市	始良市
② 待機児童なし	28 市町村	鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、三島村、十島村、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、南種子町、屋久島町、大和村、龍郷町、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績との差が大きい市町村

※乖離率±10%以上であって、乖離の実数が10人以上の市町村
 ※乖離率±10%未満であって、乖離の実数が50人以上の市町村

① 待機児童あり(R8)	0	
② 待機児童なし	14 市町村	鹿児島市、阿久根市、西之表市、霧島市、奄美市、伊佐市、さつま町、大崎町、中種子町、宇検村、瀬戸内町、天城町、伊仙町、与論町

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が小さい市町村

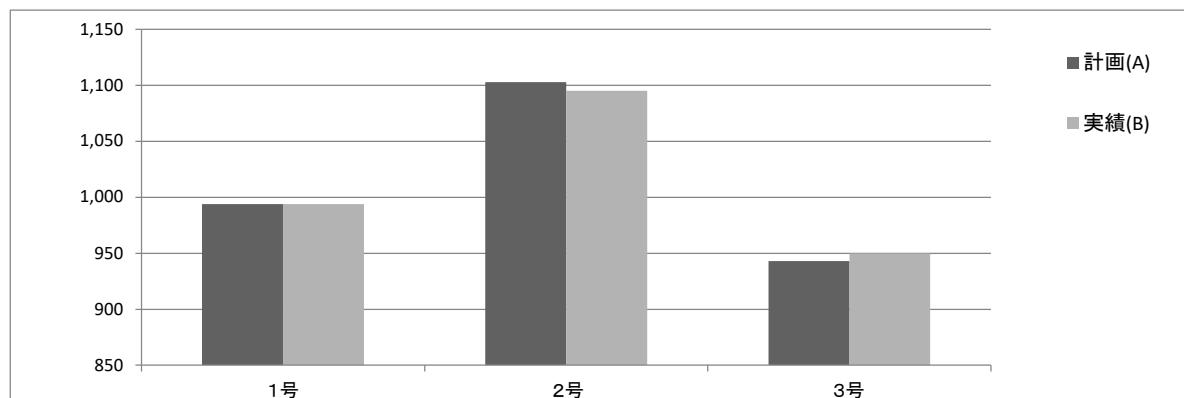
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 始良市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	994	1,103	943	3,040
実績(B)	994	1,095	950	3,039
(B)-(A)	0	▲ 8	7	▲ 1



【理由】

計画時よりも保育ニーズが高まっており、待機児童が発生した。

【対策】

国庫事業を活用し、既存施設の定員を増員することで受け皿整備を進め、待機児童解消を図る予定。

各市町村における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R7.4.1	R8.4.1		
始良市	11	5	○ 計画時より保育ニーズが高まっている。 ○ 保育士不足等により、利用定員減を行う施設があった。	○ 定員増を図るための既存施設の増改築を促進し、受け皿の確保を行う。 ○ 鹿児島県保育士・保育所支援センターを広報することで、保育士確保を支援する。
瀬戸内町	3	0	○ 令和8年度は待機児童なし	
合計	14	5		

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

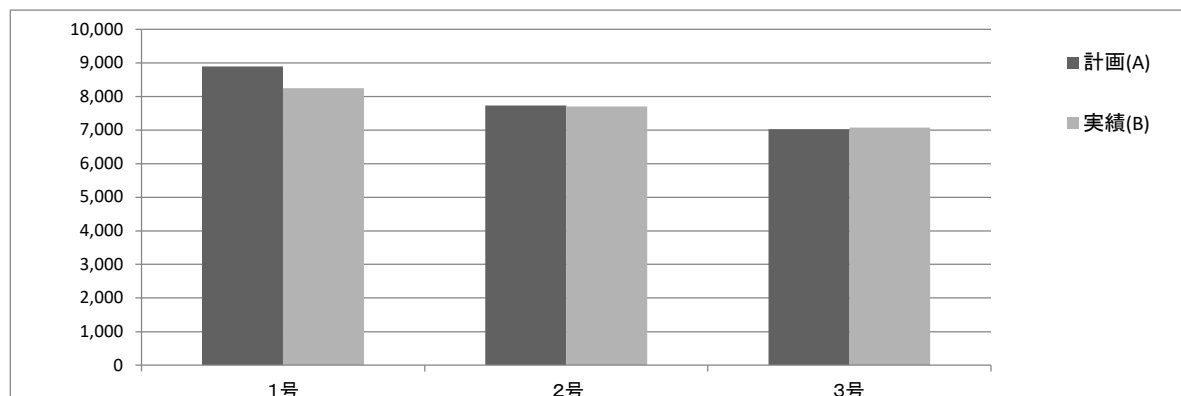
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ 鹿児島市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	8,900	7,738	7,028	23,666
実績(B)	8,247	7,703	7,078	23,028
(B)-(A)	▲ 653	▲ 35	50	▲ 638



【理由】

1号:教育ニーズ減によるもの。

3号:今後の既存施設の定員減による影響を踏まえ、計画より多く確保したもの。

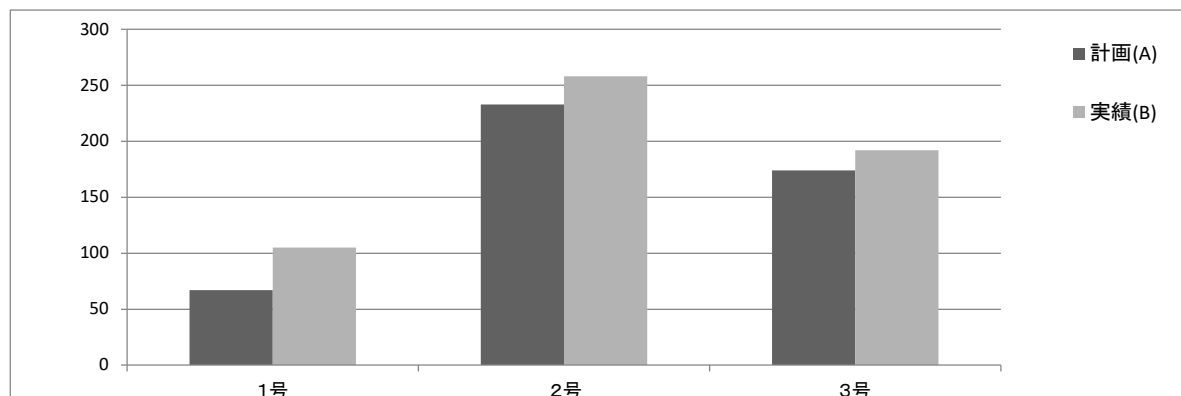
【対策】

計画の中間見直しの際に実態に応じた量の見込み及び確保方策を設定する。

既存施設の定員増及び定員増を伴う幼稚園や保育所から認定こども園の移行により保育の受け皿確保を行う。

○ 阿久根市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	67	233	174	474
実績(B)	105	258	192	555
(B)-(A)	38	25	18	81



【理由】

1号認定については、定員の見直しをしていないため、実績が過大となった。

2・3号認定については、見込みよりもニーズが増え、実績が大きくなった。

【対策】

計画量は確保しながらも、利用実態に応じた適切な利用定員を設定する。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

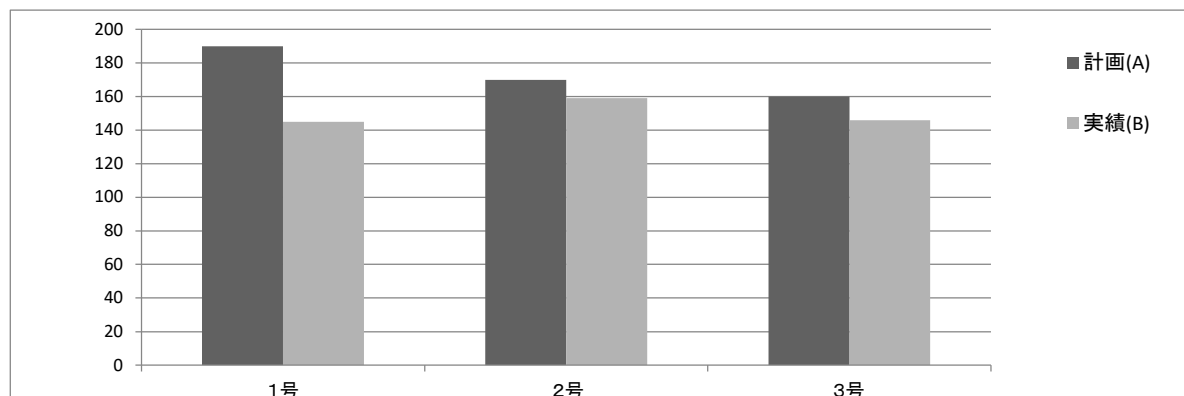
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ 西之表市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	190	170	160	520
実績(B)	145	159	146	450
(B)-(A)	▲ 45	▲ 11	▲ 14	▲ 70



【理由】

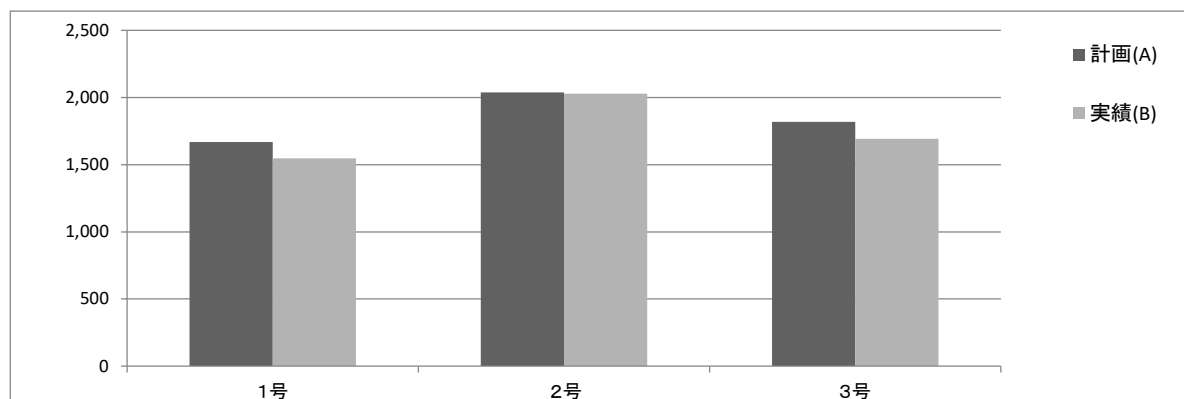
計画の見積もりが過大であった。

【対策】

施設と協議を行い必要に応じて利用定員を見直していく。

○ 霧島市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,668	2,039	1,819	5,526
実績(B)	1,548	2,028	1,693	5,269
(B)-(A)	▲ 120	▲ 11	▲ 126	▲ 257



【理由】

認定こども園等において、保育教諭等の確保が困難なことなどから、施設の実情に応じた定員変更が行われた。

【対策】

現状では必要な定員は確保されている。今後の状況に応じて、計画の見直しや対応を検討していく。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

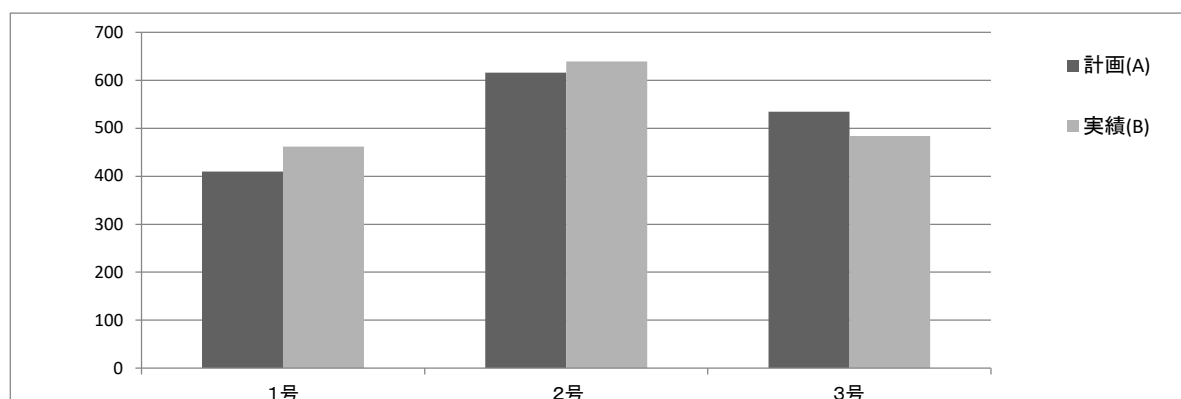
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ 奄美市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	410	616	535	1,561
実績(B)	462	639	484	1,585
(B)-(A)	52	23	▲ 51	24



【理由】

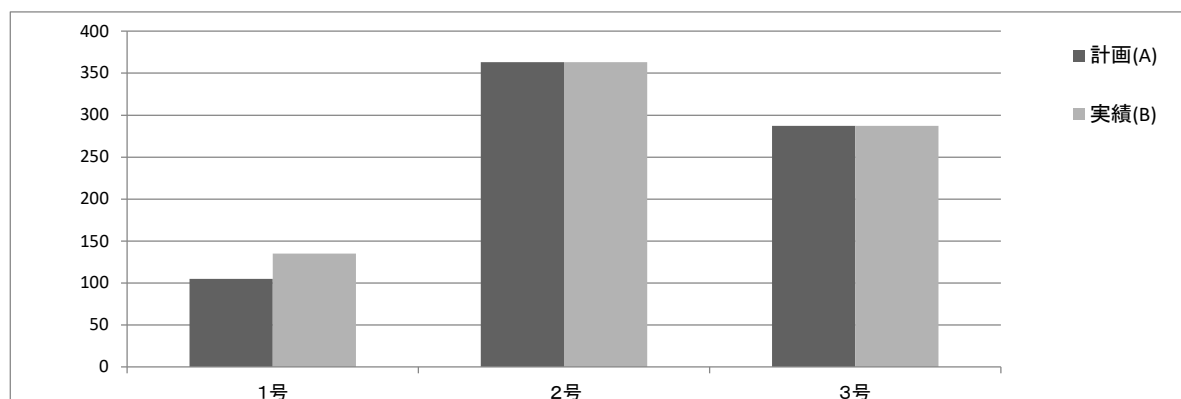
児童数の減少が想定を上回り、確保方策の計画数と実績数の乖離が発生した。

【対策】

今後については、人口の減少やニーズに応じた利用定員を設定し、計画の見直しも検討する。

○ 伊佐市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	363	287	755
実績(B)	135	363	287	785
(B)-(A)	30	0	0	30



【理由】

教育ニーズの増による。

【対策】

人口減少や保育需要に注視しながら計画を見直す予定。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

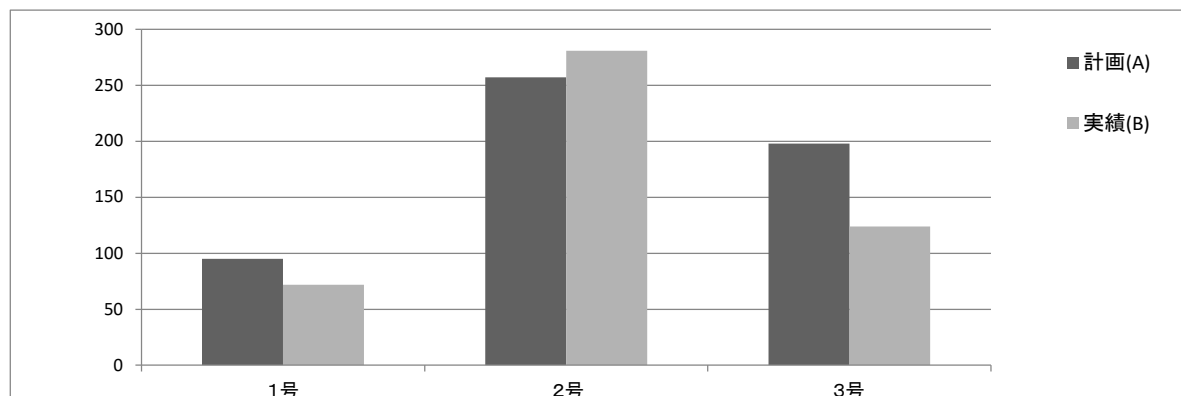
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ さつま町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	95	257	198	550
実績(B)	72	281	124	477
(B)-(A)	▲ 23	24	▲ 74	▲ 73



【理由】

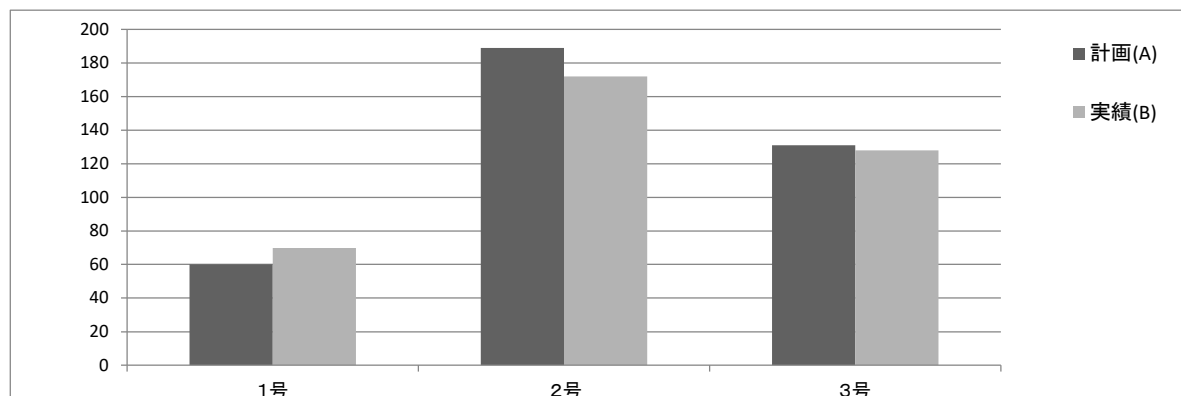
3～5歳児の保護者共働きによる保育ニーズが多かったことと、0～2歳児の計画の見積もりが過大であった。

【対策】

現状では必要な定員は確保されているが、今後の出生数等の状況に応じて、計画の見直しや対応を検討していく。

○ 大崎町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	60	189	131	380
実績(B)	70	172	128	370
(B)-(A)	10	▲ 17	▲ 3	▲ 10



【理由】

計画では保育ニーズより教育ニーズを多く見込んでいたが、実際には教育ニーズが多かったことが要因。

【対策】

次期計画では、実績を重視して対応する。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

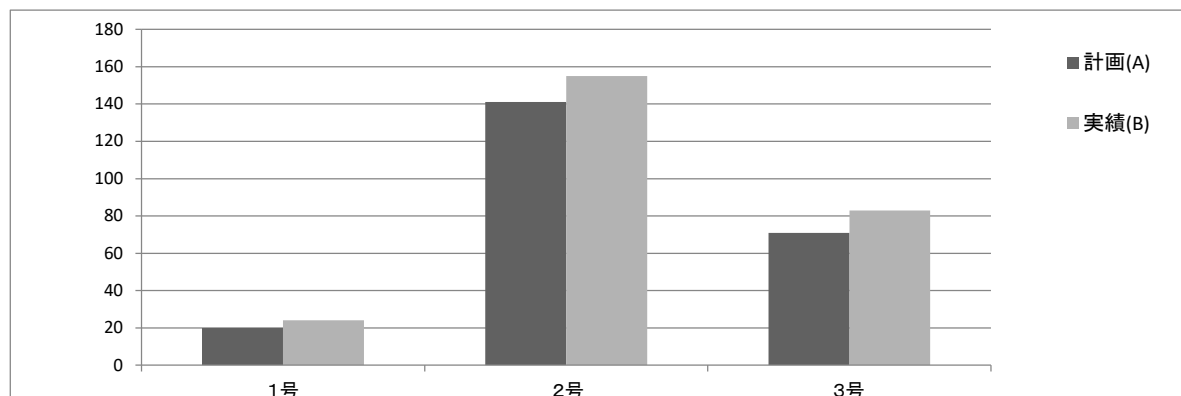
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ 中種子町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	20	141	71	232
実績(B)	24	155	83	262
(B)-(A)	4	14	12	30



【理由】

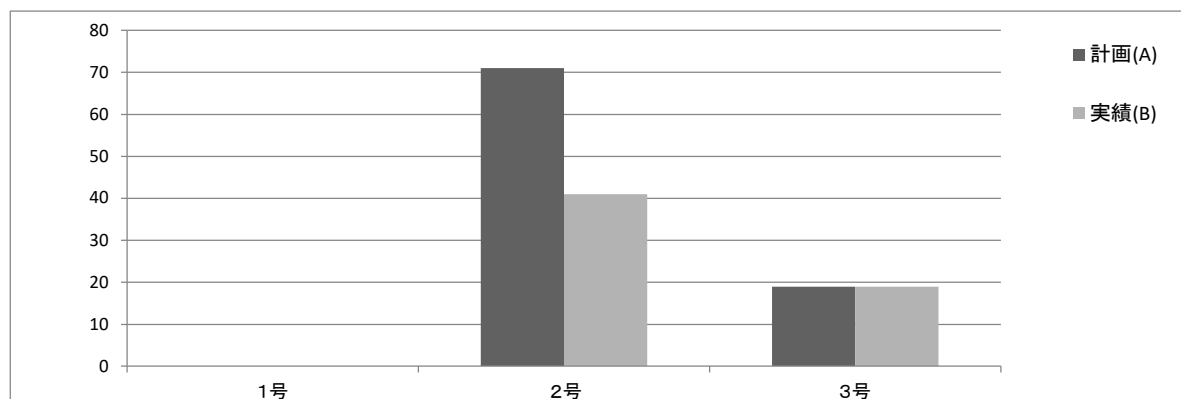
計画策定時よりも教育ニーズ、保育ニーズが高かったことによるもの。

【対策】

計画の見直しを行う。

○ 宇検村

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	0	71	19	90
実績(B)	0	41	19	60
(B)-(A)	0	▲ 30	0	▲ 30



【理由】

出生の減少による利用定員の減少。

【対策】

計画の見直しを行う。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

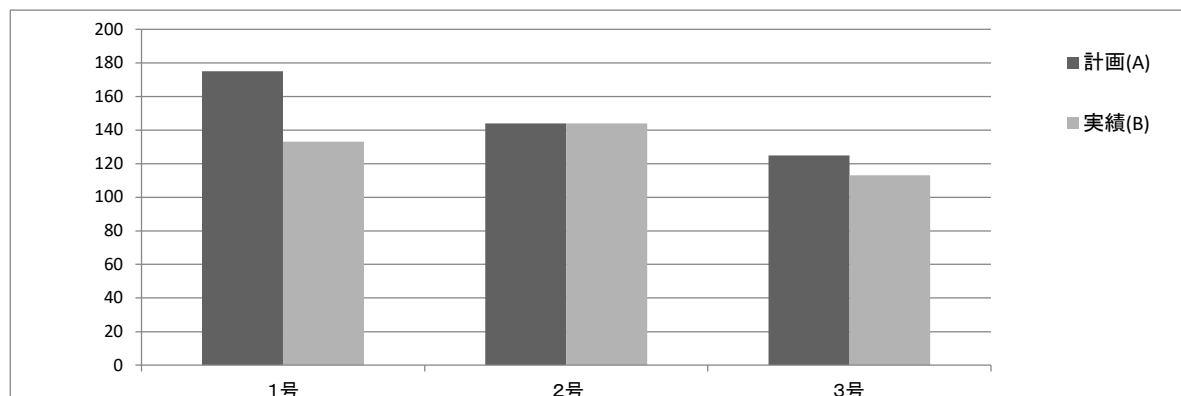
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ 瀬戸内町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	175	144	125	444
実績(B)	133	144	113	390
(B)-(A)	▲ 42	0	▲ 12	▲ 54



【理由】

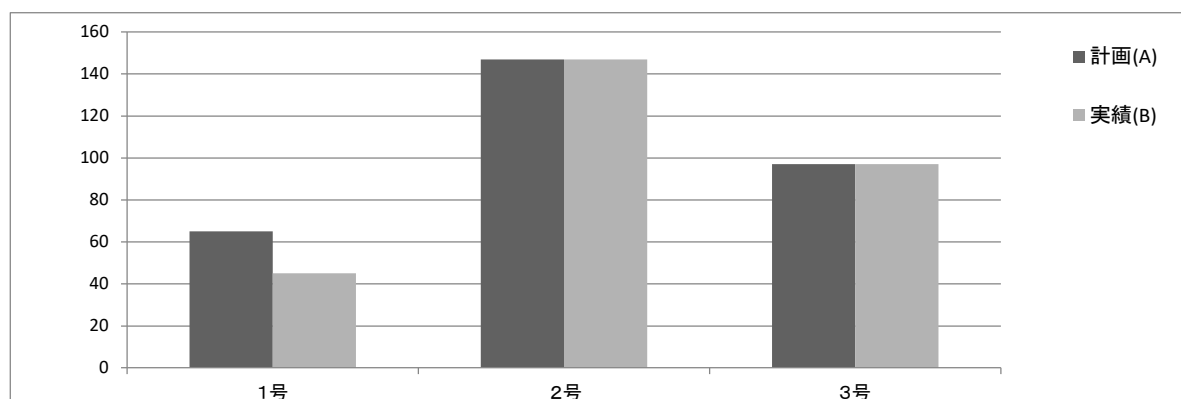
公立幼稚園において3年保育の実施に伴い利用者増加を見込んで計画を入力したが予想よりも利用者が増えなかったため

【対策】

直近のニーズを基に、計画・利用定員の見直しを行う。

○ 天城町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	65	147	97	309
実績(B)	45	147	97	289
(B)-(A)	▲ 20	0	0	▲ 20



【理由】

当時の見込み(見積もり)が過大であったことに加え、想定以上の少子化と共働きの増加(2号への移行)が重なり、1号認定の実績が計画を大きく下回ったため。

【対策】

前回の推計過大を検証し、直近の出生数や就労実態を反映した適正な計画策定を行うとともに、1号認定の利用定員数を実態に合わせて見直す。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和7年度計画と実績の差が大きい市町村

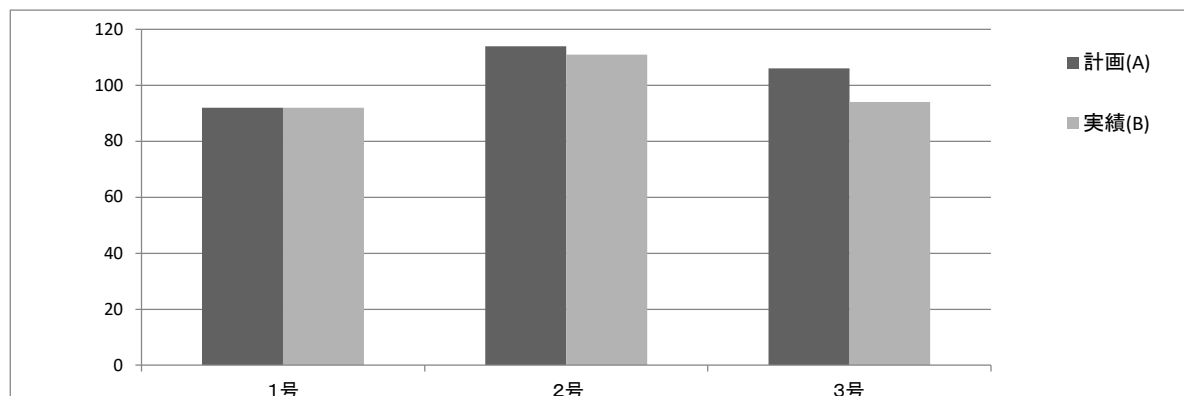
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童なし

○ 伊仙町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	92	114	106	312
実績(B)	92	111	94	297
(B)-(A)	0	▲ 3	▲ 12	▲ 15



【理由】

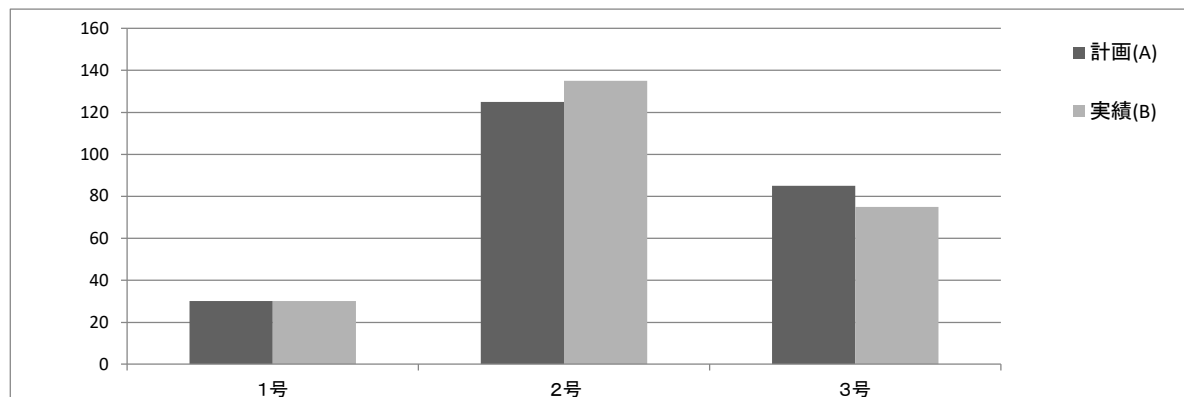
出生数の減少に伴う利用定員の減少。

【対策】

直近のニーズを基に、計画・利用定員の見直しを行う。

○ 与論町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	30	125	85	240
実績(B)	30	135	75	240
(B)-(A)	0	10	▲ 10	0



【理由】

私立認定こども園の利用定員に変更があったことと、出生数が年々減少していることから、3号認定と2号認定の計画と実績に差が生じた。

【対策】

計画・利用定員の見直しを行う。

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

令和7年度 本県の具体的取組		課題等		令和8年度の取組予定	
施策等 (担当課)					
就学前教育・保育 施設整備交付金 (子育て支援課)	<1> 目的 保育所、認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を図る。 <2> 実施状況・成果等 ・10 市町 19 施設	市町村の計画的な整備に対応するための十分な予算（国費）を確保する必要がある。	・実施計画 12 市町 17 施設		
安心こども基金総合対策事業 (子育て支援課)	1 保育所等緊急整備事業 <1> 目的 認定こども園（保育所機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を図る。 <2> 実施状況・成果等 〇市 〇施設 2 認定こども園整備事業 <1> 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を図る。 <2> 実施状況・成果等 〇市 〇施設	平成20～27年度に基金を造成し、平成21～令和2年度に施設整備を行ったが、現在は、就学前教育・保育施設整備交付金にシフトしている。	—		

<参考> 保育所等の整備状況

整備箇所数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	25	28	30	32	37	19	19	22	23	12	19	266
	うち定員増を伴う整備箇所数	20	19	20	16	20	9	4	6	3	7	132
整備に伴う定員増人数（人）	717	695	590	551	733	186	253	70	164	106	327	4,392

(2) 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上
ア 確保方策

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
保育教諭の人材育成 (子育て支援課)	＜1＞ 目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度及び保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得特例制度の利用の周知を促すとともに、補助制度を活用し、保育教諭等の確保を図る。 ＜2＞ 実施状況・成果等 特例制度利用による保育士試験合格者 20人 (補助制度) 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 1人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 1人	保育士資格等の取得に係る特例制度は、令和11年度末までとなっており、同制度利用を促進する必要がある。	保育士の人材育成 引き続き特例制度利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 3人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 5人

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
保育士の人材育成 (保育士修学資金 貸付等事業) (子育て支援課)	1 保育士修学資金貸付 <1> 目的 指定保育士養成施設卒業後、鹿児島県内において保育業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成確保を図る。 <2> 対象者 指定保育士養成施設に在学する学生 <3> 実施状況・成果等 貸付人数 82人 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 <1> 目的 未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 未就学児を持つ保育士であって県内の保育所等に新たに勤務する者 ② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者 貸付人数 2人 <3> 実施状況・成果等 貸付人数 2人 3 就職準備金貸付 <1> 目的 潜在保育士に対し就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 保育所等を離職した者や勤務経験の無い者 ② 保育所等に新たに勤務する者 <3> 実施状況・成果等 貸付人数 1人	保育士人材確保のため、保育士資格の新規取得者の確保や保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援が必要である。	1 保育士修学資金の貸付実施 ・ 貸付人数 90人 ・ 貸付金額 1人160万円以内 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の実施 ・ 貸付人数 10人 ・ 貸付金額 月額27,000円以内 3 就職準備金の貸付実施 ・ 貸付人数 10人 ・ 貸付金額 40万円以内
保育士確保対策 (保育人材支援等 市町村交付金事業) (子育て支援課)	<1> 目的 市町村の保育士確保対策を促進するため、市町村の保育士確保に向けた新たな取組を支援する。 <2> 実施状況・成果等 ・ 実施市町村 7市	県内市町村の保育士確保対策の取組を促進する必要がある。	県の保育士人材バンクを活用した潜在保育士の掘り起こしや再就職支援、新卒保育士の確保、就業継続支援、県外からの誘致など、市町村が新たに取組む保育人材確保に資する事業を支援する。

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
保育士・保育所支援センター事業 (子育て支援課)	<1> 目的 県が運営する保育士・保育所支援センターにおいて保育士等と保育所等とのマッチングを行うことにより、保育人材の確保を図る。 <2> 実施状況・成果等 就職件数：16件	女性の就業率の上昇などにより、保育ニーズが高まっている一方で、保育士の確保が課題となっている。	就職件数：45件
保育士等の処遇改善 (子育て支援課)	<1> 目的 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、やりがいを持って働き続けられる職場環境づくりを推進するため、保育士等の処遇改善を図る。 <2> 実施状況・成果等 ○技能・経験を積んだ職員への加算 ・分野別リーダー等 月額5千円(上限) アップ ・副主任保育士等 月額4万円(上限) アップ ○保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：57回 修了者数：3,664人 ・県委託分 実施回数：11回 修了者数：1,577人	保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善等加算(区分3)の要件となっているため、令和5年度から段階的に要件が引き上げられることを踏まえ、引き続き研修機会を確保する必要がある。	【処遇改善等加算の活用促進】 ○技能・経験を積んだ職員への加算 ・分野別リーダー等 月額5千円(上限) アップ ・副主任保育士等 月額4万円(上限) アップ ○保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：39回 定員数：9,000人 ・県委託分(オンラインにて実施) 実施回数：10回 定員数：1,400人
医療的ケア児の受入支援 (子育て支援課)	<1> 目的 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師等の配置や必要な研修の受講等への支援を実施する。 <2> 実施状況・成果等 ・実施市町村・施設数 9市町 18施設	県内の多くの保育所等で医療的ケア児の受け入れが可能となるよう、引き続き支援を行う必要がある。	医療的ケア児の受入体制整備に伴う経費の補助 【保育所等】 ○実施市町村・施設数 11市町 23施設 ・看護師等の配置 等 ・研修の受講支援 等 【幼稚園】 ○実施施設数 1施設 ・看護師等の配置

イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

令和7年度 本県の具体的取組		令和8年度の取組予定																																				
施策等 (担当課)	課題等																																					
子育て支援員研修 (子育て支援課)	県内の実情や子育て支援員研修のニーズが高いことを踏まえ、引き続き、研修機会の確保を図る。	子育て支援員研修の実施 ○実施日：令和8年9月～希望するコース日程 ○実施地区：オンライン（実技等は、鹿児島等で開催） ○実施コース：8コース																																				
子育て支援員研修 (子育て支援課)	＜1＞ 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。 ＜2＞ 実施状況・成果等 ・実施日：令和7年6月～令和7年12月のうち希望するコース日程 ・実施地区：オンライン（実技等は、鹿児島、鹿屋、薩摩川内、霧島、南さつま、奄美で開催） 実施コース等：	<table><tr><th>実施地区</th><th>研修内容</th><th>受講者数</th><th>修了者数</th></tr><tr><td rowspan="10">オンライン等</td><td>基本研修</td><td>640</td><td>535</td></tr><tr><td>地域保育コース</td><td>422</td><td>388</td></tr><tr><td>地域型保育</td><td>66</td><td>60</td></tr><tr><td>一時預かり事業</td><td>14</td><td>13</td></tr><tr><td>ファミリー・サポート・センター事業</td><td>60</td><td>54</td></tr><tr><td>放課後児童コース</td><td>18</td><td>14</td></tr><tr><td>社会的養護コース</td><td>9</td><td>8</td></tr><tr><td>利用者支援事業・基本型</td><td>14</td><td>13</td></tr><tr><td>利用者支援事業・特定型</td><td>37</td><td>33</td></tr><tr><td>地域子育て支援拠点事業</td><td></td><td></td></tr></table>		実施地区	研修内容	受講者数	修了者数	オンライン等	基本研修	640	535	地域保育コース	422	388	地域型保育	66	60	一時預かり事業	14	13	ファミリー・サポート・センター事業	60	54	放課後児童コース	18	14	社会的養護コース	9	8	利用者支援事業・基本型	14	13	利用者支援事業・特定型	37	33	地域子育て支援拠点事業		
実施地区	研修内容	受講者数	修了者数																																			
オンライン等	基本研修	640	535																																			
	地域保育コース	422	388																																			
	地域型保育	66	60																																			
	一時預かり事業	14	13																																			
	ファミリー・サポート・センター事業	60	54																																			
	放課後児童コース	18	14																																			
	社会的養護コース	9	8																																			
	利用者支援事業・基本型	14	13																																			
	利用者支援事業・特定型	37	33																																			
	地域子育て支援拠点事業																																					

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
放課後児童対策推進事業 〔放課後児童支援員の認定資格研修〕 (子育て支援課)	＜1＞ 目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童クラブの「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされている放課後児童支援員の資格を認定する。 ＜2＞ 実施状況・成果等 放課後児童支援員の認定者 413人 〔資格要件：研修の修了〕 ・第1回鹿児島会場(9/10～9/13) 資格取得者 185人 ・第2回霧島会場(10/1～10/4) 資格取得者 88人 ・第3回鹿屋会場(12/2～12/5) 資格取得者 51人 ・第4回北薩会場(12/10～12/13) 資格取得者 89人	資格取得者をより多く確保するため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・鹿児島会場(9/10～9/13) 定員 150人 ※離島地域に居住する受講者に対してはオンライン配信を実施予定 ・霧島会場(10/20～10/23) 定員 90人 ・北薩会場(12/7～12/10) 定員 90人 ・鹿屋会場(1/19～1/22) 定員 70人
放課後児童対策推進事業 〔放課後児童支援員等現任研修〕 (子育て支援課)	＜1＞ 目的 放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。 ＜2＞ 実施状況・成果等 放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 6月28日 奄美会場 修了者 16人 7月12日 鹿児島会場 修了者 157人 11月8日 始良会場 修了者 58人 【中堅者(経験3年以上)】 6月29日 奄美会場 修了者 35人 7月13日 鹿児島会場 修了者 148人 11月18日 鹿屋会場 修了者 41人	受講希望者全員が受講でき、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 7月4日 鹿児島会場 定員 120人 - 修了者 145人 7月12日 南さつま会場 定員 50人 - 修了者 31人 11月28日 曾於会場 定員 60人 【中堅者(経験3年以上)】 7月5日 鹿児島会場 定員 120人 - 修了者 110人 10月4日 奄美会場 定員 50人 11月15日 北薩会場 定員 100人

ウ 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
幼稚園新規採用教員研修会 (義務教育課) (子育て支援課)	目的 幼稚園新規採用教員に対する研修 実施状況・成果等 ① 4/30 公立幼稚園(6人) 公立幼稚園以外(63人) ② 5/16 " (6人) (37人) ③ 7/1～7/2 " (6人) (55人) ④ 11/19～11/30 " (6人) (36人)	職務遂行に必要な事項等を習得するため、引き続き新規採用教員の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園新規採用教員研修会の実施 年4回実施 ① 4/28 65人(悉皆研修該当 6名) ② 5/29 38人(悉皆研修該当 6名) ③ 6/30～7/1 (悉皆研修該当 6名) ④ 11/18～11/19
幼稚園中堅教諭等 資質向上研修 (義務教育課) (子育て支援課)	目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じ資質向上を図る。 実施状況・成果等 実施日：令和7年7月28日～令和7年7月31日 実施場所：県総合教育センター 参加人数：5人	個々の適性等に応じた資質向上を図るため、引き続き中堅教諭等の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施 実施日：令和8年7/28～7/31 実施場所：県総合教育センター 参加人数：13人
保育教諭等研修 (認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業) (子育て支援課)	目的 教育と保育の一体的提供などについての研修を実施することにより、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。 実施状況・成果等 ・実施日：令和7年11月10日 ・実施場所：マリンパレスがごしま ・参加人数：105人 ・研修内容：①幼児期における外国語活動の考え方と実際 ②子どもの非認知能力について(理論) ③子どもの非認知能力について(実際) ④保育現場で起きうる救急疾患への対応	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図るため、引き続き現場の実状に対応した研修を行う必要がある。	保育教諭研修 ・実施時期：令和8年11月頃

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
保育所特別保育等 研修 (保育所特別保育 等研修事業) (子育て支援課)	<1> 目的 保育所職員等の資質向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 オンライン開催 ・実施日：令和8年2月6日、12日、18日、24日、 3月6日 ・参加人数：389人 ・研修内容：①障害児保育 ②乳児保育 ③事故防止 ④人権教育 ⑤保護者への対応	保育所職員等の資質向上を図るため、引き続き事故防止や感染症予防等の研修を行う必要がある。	保育所特別保育等研修の実施 ・実施時期：令和9年2月頃
保育士等キャリアアップ研修 (子育て支援課)	<1> 目的 リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、保育の質を高める。 <2> 実施状況・成果等 保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：57回 修了者数：3,664人 ・県委託分 実施回数：11回 修了者数：1,577人	保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善等加算(区分3)の要件となっているため、令和5年度から段階的に要件が引き上げられることを踏まえ、引き続き研修機会を確保する必要がある。	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：39回 定員数：9,000人 ・県委託分(オンラインにて実施) 実施回数：10回 定員数：1,400人
医療的ケア児等受入体制構築促進事業 (子育て支援課)	<1> 目的 医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーを実施。 <2> 実施状況・成果等 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員 ・参加数：44人(会場9人、オンライン35人) ・日時：令和8年2月5日	県内の多くの保育所等で医療的ケア児の受け入れが可能となるよう、引き続き支援を行う必要がある。	—

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

施策等 (担当課)	令和7年度 本県の具体的取組	課題等	令和8年度の取組予定
地域子ども・子育て 支援事業 (子ども政策課)	目的 市町村が地域の実情に応じて行う子どもに対する教育及び保 育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を支援する ための交付金を交付し、地域の子ども・子育て支援の充実に図 る。 ＜2＞実施状況・成果等 次頁のとおり	市町村計画の目標に到達 できよう、市町村に対 し、積極的な取組を働きか ける必要がある。	地域の実情に応じ、市町村が地域子 ども・子育て支援事業を実施

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和7年度）

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	42市町村	39市町村	96か所	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。
延長保育事業	33市町	32市町	469か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	10市町	7市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3市町	2市町	4か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成事業	41市町村	41市町村	730か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	28市町	20市町	ショートステイ57か所 トワイライトステイ15か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	35市町村	34市町		生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ事業です。
養育支援訪問事業	21市町村	14市町		養育支援が特に必要な家庭に対して、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	7市町	5市町		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に携わる職員の専門性強化（研修の受講等）及びネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。
子育て世帯訪問支援事業	15市町	14市町	23か所	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等ががいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
児童育成支援拠点事業	—	5町		養育環境等に問題を抱える、家庭や学校等に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に同じく、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
親子関係形成促進事業	5 市町	7 市町	1 0 か所	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
地域子育て支援拠点事業	4 2 市町村	4 2 市町村	1 1 7 か所	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。
一時預かり事業	3 5 市町村	3 5 市町	4 5 7 か所	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業です。
病児保育事業	2 7 市町	2 6 市町	4 6 か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	2 3 市町	2 2 市町	2 2 か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
産後ケア事業	4 0 市町村	3 9 市町村	アクトリチ型 83 か所 デイサービス型 162 か所 ショートステイ型 136 か所	出産後 1 年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度)	5 市町	3 市	1 9 か所	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

※ 計画・実施市町村数、実施箇所数については、「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

令和7年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

	① 利用者支 援事業	② 延長保育 事業	③ 実費徴収 に伴う補 足給付を 行う事業	④ 多様な事 業者の参 入促進・ 能力活用 事業	⑤ 放課後児 童健全育 成事業	⑥ 子育て短 期支援事 業	⑦ 乳児家庭 全戸訪問 事業	⑧ 養育支援 訪問事業	⑨ 子どもを 守る地域 ネットワ ーク機能 強化事業	⑩ 子育て世 帯訪問支 援事業	⑪ 児童育成 支援拠点 事業	⑫ 親子関係 形成支援 事業	⑬ 地域子育 て支援拠 点事業	⑭ 一時預か り事業	⑮ 病児保育 事業	⑯ 子育て援 助活動事 業	⑰ 産後ケア 事業	⑱ 乳児等通 園支援事 業
1 鹿児島市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
2 鹿屋市	○	○	○		○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
3 枕崎市	○	○	○		○	○	○			○			○	○	○	○	○	
4 阿久根市	○	○			○		○						○	○	○		○	
5 出水市	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○	○	
6 指宿市	○	○			○	○	○						○	○	○	○	○	
7 西之表市	○				○		○						○	○		○	○	
8 垂水市	○	○			○		○		○				○	○		○	○	
9 薩摩川内市	○	○		○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	
10 日置市	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○	○	
11 曾於市	○	○			○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	
12 霧島市	○	○			○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
13 ちき い 奥木野市	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○	○	
14 南さつま市	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	
15 志布志市	○	○			○		○						○	○	○	○	○	
16 奄美市	○	○			○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	
17 南九州市	○	○	○		○	○	○			○			○	○	○	○	○	
18 伊佐市	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
19 始良市	○	○	○		○	○	○						○	○	○	○	○	
20 三島村													○					
21 十島村	○												○					
22 さつま町	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○		○	
23 長島町	○	○			○								○	○			○	
24 湧水町	○	○			○		○						○			○	○	
25 大崎町	○	○			○		○	○					○	○			○	
26 東串良町		○			○		○						○				○	
27 錦江町	○	○	○		○		○				○		○	○			○	
28 南大隅町	○	○			○								○	○	○		○	
29 肝付町	○	○			○		○						○	○	○		○	
30 中種子町	○				○		○	○					○	○			○	
31 南種子町	○	○			○								○	○	○			
32 屋久島町	○	○			○		○			○			○	○			○	
33 大和村	○				○		○						○				○	
34 宇検村	○				○	○	○	○					○				○	
35 瀬戸内町	○				○		○		○			○	○	○			○	
36 龍郷町	○	○			○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	
37 喜界町		○			○								○	○			○	
38 徳之島町		○			○						○		○	○	○	○	○	
39 天城町	○				○	○				○	○	○	○	○	○		○	
40 伊仙町	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	
41 和泊町	○				○				○		○		○		○	○	○	
42 知名町	○				○		○	○		○			○				○	
43 与論町	○	○			○		○	○					○	○	○			
実績合計 (市町村)	39	32	7	2	41	20	34	14	5	14	5	7	42	35	26	22	39	3

※ 「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

※ 乳児等通園支援事業は、令和8年度以降は全国で実施される給付制度に移行

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の量の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の二の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」2「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、(略)適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))